

山形大学大学院農学研究科
新入生並びに保護者 各位

山形大学諸会費納入事務局

諸会費等の納入について

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあった場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を保証する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被った場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のご案内」及び「学研災付帯賠償責任保険のご案内」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただいております。保険証書は発行されませんので、同封の保険のご案内は必ずお手元にご用意願います。

なお、生活面をサポートする保険は、それぞれ希望者が加入する任意加入となっております。（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学研災付帯学生生活総合保険」等）

ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

＜問い合わせ先＞山形大学エンロールメント・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

山形大学農学部後援会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、山形大学農学部後援会と称する。

第2条 本会は、農学部学生及び大学院農学研究科学生（修士課程）の父母，並びに教職員その他本会の趣旨に賛同する者で組織する。

第3条 本会の事務所は、鶴岡市若葉町1番23号 山形大学農学部内に置く。

(目的及び事業)

第4条 本会は、農学部の教育及び運営に協力し、併せて学生、教職員の福利厚生の上を図ることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 大学諸施設への協力
2. 教員及び学生の研究報告出版への協力
3. 学習上の便宜及び奨励並びに課外活動への協力
4. 卒業生の就職斡旋への協力
5. 学生及び教職員の福利厚生事業への協力
6. その他本会の目的に達する必要な諸事業

(役員及び運営)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名
副会長 2 名
理 事 若干名
監 事 2 名
幹 事 1 名
書 記 若干名

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。

第8条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

会 長 理事会において理事の中から推挙する。
副会長 会員中から会長が委嘱する。
理 事 会員中から会長が委嘱する。
(内2名は、農学部教員から)
監 事 会員中から会長が委嘱する。
幹 事 農学部職員中から会長が委嘱する。
書 記 農学部職員中から会長が委嘱する。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれに代わる。
理事は本会の重要案件を議定する。
監事は本会の会計を監査する。
幹事は会長の命により会務を処理する。
書記は幹事の命を受けて事務に従事する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は農学部長、その他適任者を推挙する。

(会議)

第11条 本会に、審査決定機関として、理事会を置く。

2 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

3 理事会は、原則として年2回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

4 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

第12条 理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

1. 会務の報告

2. 事業計画に関する事

3. 予算及び決算に関する事

4. 規約の改正に関する事

5. 会長の推挙に関する事

6. その他理事会において必要と認めた事項

第13条 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

第14条 理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会計及び帳簿)

第15条 本会の経費は、農学部学生及び大学院農学研究科学生(修士課程)の父母の入会金、会費、その他寄付金をもってあてる。ただし、山形大学農学部を卒業し、引き続き大学院農学研究科(修士課程)に入学した学生の父母にあっては、入会金の納付を免除する。

2 一度納付した入会金及び会費は、いかなる理由があっても返金しない。

(特別会計)

第16条 特別会計は、一般会計とは別に、周年事業の経費支出を目的に毎年繰り入れを行う。

ただし、一般会計予算に欠損が生じた場合には、理事会の承認を得て一般会計の補填に使用することができる。

2 繰入金額については、一般会計の予算を考慮し、理事会において決定する。

(慶弔)

第17条 学生・保護者及び教職員に不幸があった場合の経費は、予備費から支出することとし、支出については会長に一任する。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 本会には次の帳簿を備える。

1. 会員名簿 2. 役員名簿 3. 会議録 4. 会計簿

附 則

1 この規約は、平成7年6月5日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

2 農林教育振興会規約(昭和22年5月22日制定)は、廃止する。

附 則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は,平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は,平成29年4月1日から施行する。